

特定非営利活動法人 TFG コンプライアンス規程

(目的)

第1条 本規程は、特定非営利活動法人 TFG（以下「当法人」という。）の倫理規定の理念に則り、当法人に適用又適用の可能性のある法令、定又は内部規定の遵守（以下「コンプライアンス」という。）上の問題を的確に管理及び処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施及び運営の原則を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、当法人の理事・従業員（以下、「役職員」という。）に適用する。

(組織)

第3条 当法人のコンプライアンスにかかわる組織として以下のものを置く

- (1) コンプライアンス担当理事
- (2) コンプライアンス委員会

(コンプライアンス担当理事)

第4条 コンプライアンス担当理事は、理事長とする。コンプライアンス担当理事は、理事会に対し、定期的に当法人のコンプライアンスの状況について報告する。

- 2 コンプライアンス担当理事は、コンプライアンス全般にかかわる事項を所管し、コンプライアンスに関する各種施策を立案し、実施する責務を有する。
- 3 コンプライアンスに担当理事の役割及び権限は以下のとおりとする。
 - (1) コンプライアンス施策の実施の最終責任者
 - (2) コンプライアンス違反事例の対応の統括責任者
 - (3) コンプライアンス委員会の委員長

(コンプライアンス委員会)

第5条 コンプライアンス委員会は、コンプライアンス担当理事を委員長とし、事務局長及び外部有識者を委員として構成する。

- 2 コンプライアンス委員会は、以下の事項を遂行する。
 - (1) コンプライアンス施策の検討及び実施
 - (2) コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング
 - (3) コンプライアンス違反事件について原因の究明に向けた分析及び検討

- (4) コンプライアンス違反の関係者の厳格な処分の検討及び再発防止策の策定
- (5) 原因の究明に向けた分析及び検討の結果並びに処分及び再発防止策の公表
- (6) その他コンプライアンス担当理事が指示した事項

(コンプライアンス委員会の開催)

第6条 コンプライアンス委員会は、定例委員会として、委員量の招集により、毎年5月に開催する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、臨時委員会をいつでも招集することができる。

(報告、連絡及び相談ルート)

第7条 役職員は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかにコンプライアンス担当理事に報告する。ただし、内部通報規程に基づく通報等を行った場合はこの限りではない。

(役職員のコンプライアンス教育)

第8条 当法人は、役職員にたいしてコンプライアンスに関する研修を行い、また、役職員はこの法人の倫理規定を含むこれらの事項について、定期的に研修を受けるものとする。

(懲戒等)

第9条 懲戒処分の内容は、当該処分の対象者が理事の場合は、戒告とし、職員の場合は、就業規則に従い戒告、減給、出勤停止又は懲戒解雇とする。

2 前項の懲戒処分は、役員については総会が決議し、職員については、理事会が決議する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。